

湖月荘跡地の活用に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

「湖月荘」は昭和47年に神奈川県が老人保養所として設置した施設で、閉所後の平成19年にその跡地が神奈川県から相模原市へ譲渡されました。市ではこれまで様々な跡地活用を検討してきましたが、現在まで具体的な活用方針が定まっていない状況です。

事業の検討・推進に当たり、地域特性を踏まえた跡地活用の可能性について民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施します。

3 調査の対象

事業名等	湖月荘跡地の活用事業
概 要	別紙「事業概要資料」のとおり
対話内容 (主なもの)	(1) 湖月荘跡地の活用事業の提案について(民設民営) (2) 希望する土地の取扱い(借地、取得)について
対象者	事業主体となる可能性がある団体またはそれらを構成員とするグループ等

4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領等の公表	令和8年10月6日(火)
事前説明会の開催	令和8年10月27日(火) 午後1時～午後2時
現地見学会の開催	令和8年10月27日(火) 午後2時30分～
対話参加の申込み	令和8年10月6日(火)～令和8年11月2日(月)
資料提出【任意】	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和8年11月26日(木)～令和8年12月1日(火)
結果の公表	令和8年12月(予定)

5 対話までの流れ

(1) 事前説明会・現地見学会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会及び現地見学会を開催いたします。
参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載しEメールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

【申込期限】令和8年10月22日(木)午後5時まで

【申込先】相模原市環境経済局環境部公園課

kouen@city.sagamihara.kanagawa.jp

事前説明会

【日時】令和8年10月27日(火)午後1時から午後2時まで

【場所】城山総合事務所 別館2階A会議室(相模原市緑区久保沢1-3-1)

現地見学会

【日時】令和8年10月27日(火)午後2時30分時から

【場所】湖月荘跡地(相模原市緑区中沢708番1)

(2) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールに添付の上、申込期間中に上記申込先へお申し込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和8年10月6日(火)から令和8年11月2日(月)午後5時まで

(3) 資料提出

資料の作成及び提出は求めませんが、「7 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【申込期限】対話実施日の5営業日前までとします。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】令和8年11月26日(木)から令和8年12月1日(火)までの期間で、30分から1時間程度。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

6 実施事業の概要

別紙「事業概要資料」のとおり

7 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

【主な対話項目】

項目	内容
湖月荘跡地の活用事業の提案について（民設民営）	当該跡地を有効活用した事業をお聞かせください。
希望する土地の取扱いについて	事業手法については、民設民営を想定しており、その際の事業実施に伴い希望される土地の取扱い（借地、取得）についてお聞かせください。

8 留意事項

（１）対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

（２）対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

（３）追加対話への協力

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

（４）実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

（５）参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4

号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

9 お問い合わせ先

連 絡 先：相模原市環境経済局環境部公園課 企画・管理班

所 在 地：相模原市中央区中央 2-11-15（市役所本館 5 階）

電話番号：042-769-8243

F A X：042-759-4395

E-mail：kouen@city.sagamihara.kanagawa.jp